

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第4回手数料あり方検討部会

平成21年2月12日（木）

大阪市環境局 第1会議室

開 会 午前10時

○清原企画担当課長代理

ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会第4回手数料あり方検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行をさせていただきます環境局企画部企画担当課長代理の清原でございます。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

○清原課長代理

本日の委員の出席状況について、部会委員数4名のところ、4名の委員のご出席をいただいております。半数以上の委員の出席があります。審議会規則第5条第2項の規定を準用し、当部会が有効に成立していますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきまして、村田部会長にお願いしたいと思います。

○村田部会長

まず、前回の議事について、事務局から確認をお願いしたいと思います。それから、今日は大阪市一般廃棄物の適正処理協会様からおいでいただいておりますので、ヒアリングを実施したいと思います。よろしくお願いします。

では、事務局から順次説明していただけますか。

○深津企画担当課長

まず、前回の議事の整理ということで確認させていただいた上で、後ほど一般廃棄物適正処理協会様からヒアリングをさせていただくという段取りで進めたいと思います。

資料の1ページ、「第3回部会の整理」をご覧くださいと思います。ポイントとなる点について、確認をさせていただきます。

まず1点目、ごみ処理手数料における「数量の認定」方法でございます。私どもの「ごみ等有料処理事務取扱要領」では、現行比重3分の1で重量換算をしているというご説明をいたしまして、これの是非、適切さについてのご議論をいただいたところでございます。方向性としましては、「家庭系ごみ組成分析調査」の結果で比重0.2が示されていること、それから事業系ごみ排出実態調査も前回ございましたし、他都市の事例を見

ましても大体 0.2程度でございますので、現行3分の1としている部分を 0.2にすることは妥当であろうというご意見だったと思います。

2点目、手数料の徴収方法についての議論でございます。前回、事業系の有料指定袋制度の導入についてご議論をいただきました。ご意見としては、有料指定袋制度の運用についてはいくつかの課題があるので、導入する場合には許可業者の方々の協力が重要であるという話がありました。「いくつかの課題」は、例えば指定袋を使用しないで排出する不適正搬入がどうしても出てくるであろう、その防止策をどうするのかという話。それから、割合大きなビルで多く導入されておりますが、機械式ドラム型のごみ貯留排出装置がございまして、これに入れますと袋が破れてしまうことが多く、指定袋の使用状況の確認が困難である。こういった場合にどうするのか。それから、指定袋の使用がそもそも困難な排出事業者もおられるのではないかと。この方々に対してどのような扱いをするのか。他都市で先行してやっているところもあり、そういった課題がある中で、許可業者の方々の協力が必要不可欠だというご意見であったかと思えます。

それから、有料指定袋制度にしますと、ごみ処理手数料が明確になるので、ごみ減量の意識向上にはよい方法だというご意見がございました。

また、指定袋制度は、これまでの制度と大きく変わるので、許可業者など関係者の意見を聞く必要もあるのではないかと。手数料の徴収方法は、従来ですと許可業者から市に納入していただく形になっておりますが、指定袋になりますと、排出事業者が袋を買われた時に大阪市に直接払うという形になり、大きく制度が変わりますので、関係者の方々のご意見を聞くべきだというご意見がありました。それで本日、ヒアリングさせていただくという流れになっております。

それから、有料指定袋を導入する場合には、あまり例外規定をつくるべきではない。制度としてはできるだけシンプルのほうがいいだろうということで、いろいろ課題は整理しなければいけませんが、例外規定はあまり設けるべきではないというご意見がございました。

また、有料指定袋制度の導入に当たっては、市は排出事業者と許可業者にしっかりPRを行うなど、ルールの徹底を図るべきである。指定袋制度を導入する場合には、大阪市の姿勢が大事であろう。一義的にはPRでございますけれども、ルールの徹底という観点から、大阪市としてもスタンスをしっかり持って対応しなければならないということが言われておりました。

最後、許可業者の収集するアパート・マンションからのごみについては、指定袋で排出されたごみとの「混載不可」を徹底した上で、あくまでも「家庭系」ということで無料にすべきであるというご意見でございました。私ども、許可業者の皆様が集めておられるものを中心に、統計処理上、事業系と扱わせていただいておりますが、アパート・マンションのごみにつきましては、廃棄物処理法上もそうでございますが、あくまでも家庭系でございますので、やはり原則無料であろうということでございます。ただ、今回導入を考えております有料指定袋の対象外ということで、アパート・マンションを扱った場合、混載で持ってこられますと、有料部分と無料部分との区別が難しくなる。その対応策として混載を避けなければなりません、そのへんをどういうふうに徹底していくのかも含めて考えていくべきだと。いずれにしても、アパート・マンションにつきましては、家庭系ということで無料、指定袋制度の対象外という認識でいいのではないかというお話であったと思います。

次の論点は、排出日量10kg未満事業所の取り扱い。現行排出日量10kg未満の事業所からのごみにつきましては、無料で直営収集をしているのが現状でございます。これにつきましては、排出事業者責任の観点から、10kg未満のごみにつきましても、家庭系と事業系をしっかりと分別した上で有料化することが適切ではないかというご意見がございました。他都市では、一定の基準を設けて、こういった部分について無料扱いとしている例もございますが、その根拠をお示しするのが難しいということと、制度としてもあまり好ましくない。シンプルな制度のほうがいいであろうというご意見があったと思います。

その他でございますが、仮に手数料を設定する場合、行政は、紙ごみなど資源化可能物に関するリサイクル情報の収集・発信やリサイクルルートの確保に努めるべきである。仮にこういう手法をしっかりととっておれば、手数料が上がった場合でもリサイクルの手法を同時に示すことができますので、事業者の負担感は非常に緩和されるというご意見がございました。

それと、1点お断りを申し上げますが、リサイクル情報の収集というところで、既存施設の立地状況、業者のキャパシティー、能力について情報がほしいということで、私ども、「調べさせていただきます」とお答えしましたが、実は業者の方々の既存のデータで一定把握できる部分はございます。ただ、グループ化されている業者の情報はすでにあるのですが、大阪市内の場合、個人でやっておられる部分もかなりありますので、

そのへんの情報をもうちよつと把握した上で情報提供できればと考えております。もしばらくお時間をいただきたいと考えております。第3回部会の整理は、以上のような議論であったかと思います。よろしくお願いいたします。

○村田部会長

この論点整理について、委員の方々のご意見、いかがでしょうか。

ございませんでしたら、本日のメインのヒアリングに移行したいと思います。

当部会では、手数料の水準、量の認定、あるいは有料指定袋制度の導入とか、いろいろな議論が出てきました。他都市の状況とか、理論的にどうあるべきかについて検討してきたわけですが、部会では、現実的に収集に携わっておられる業者さんのご意見も拝聴すべきではないかということになりました。そして、ヒアリングを実施しようということになりまして、今日に至ったわけです。有限責任中間法人大阪市一般廃棄物適正処理協会の東元事務局長様においでいただいておりますので、具体的な現実の業務について説明をお願いしたいと思います。

ヒアリングの項目は6つほどあるのではないかと思います、これについて説明していただけますでしょうか。

○深津課長

ヒアリング項目につきましては、主に6点お示しさせていただいております。

まず、1点目が、過去の搬入手数料の改定に伴いまして、排出事業者との契約におきまして増額分の転嫁を円滑に行うことができたのか。

2点目は、排出事業者とのごみ処理契約について、現在どのような単位、例えば重量、袋数、容積、いろいろな方法があるかと思いますけれども、どのような単位を用いて契約をしておられるのか。参考のために、約款等ございましたらご提供いただきたい。

3点目、大阪市のごみ処理手数料を徴収する基準を重量から容量に変える場合、許可業者の契約の状況にどのような影響があるのか。

4点目、有料指定袋制度を実施する場合、指定袋で収集できないごみは、どのようなものがあるのか。また、排出事業者に対して指定袋の使用を徹底するために、どのような啓発・指導方法が有効と考えておられるか。

5点目、許可業者にとりまして有料指定袋制度は、ごみ処理手数料改定の際、排出事業者への転嫁の必要のない制度と私どもは考えていますが、導入のメリット、デメリットについてご意見をおうかがいしたい。

6点目でございますが、排出量10kg未満事業所を有料化した場合、少量の排出事業者について、許可業者の方々でもれなく対応していただけるのでしょうか。その際に、アパート・マンションの収集は、分別の観点などから本市の直営収集(定曜日収集)に移行することもありますけれども、そういった場合、何か問題が生じるでしょうか。細かい点も含んでおりますが、以上6項目について主にお願いしております。

○村田部会長

それでは、東元様から説明いただくわけですが、個別に質疑をしますか。

○深津課長

4つぐらいに大きく分けて、順番にお聞きしたいと思います。

○村田部会長

それでは、第1項目目からよろしくお願いします。

○東元事務局長

私も、実質、協会の事務局の仕事をしてはいるのですが、業者の1人として、大阪市民の1人ということで、どこまでの確にお答えできるかわからないですけど、できるだけしっかり答えて帰りたいなと思っています。

事前に6項目ご質問をいただいています、1つずつお答えをさせていただく前に、今回、検討部会を傍聴させていただいて、循環型社会ということ、あるいは大阪市では市政改革ということで、大きな枠組みはよくわかりますけれども、今、100年に一度の不況に陥っている時期に、こういった大きな施策の転換というのは、排出事業者に与える影響があまりにも大きい、タイミングがちょっと悪いのかなというのを実感しているんです。

特にこの問題については十分に時間をかけてやっていただきたいし、また経済情勢を十分お考えいただいた上で、本音を言わせていただいたら、しばらく凍結してほしいなというぐらいの気持ちがあるんです。

まず、大阪市の資料にもありますように、我々が取り扱う事業系ごみは、平成3年をピークに130万tぐらい収集していたのが、直近では85万tぐらいで、50万t近いごみが減量されている。一方、家庭系の直営普通ごみについては、平成12年をピークに64万tから49万tという状況で、この審議会でも家庭系の減量は非常に進んでいるけど事業系はもうひとつ進んでいないとよく言われますけど、決してそういうわけではないということをもまず認識していただきたい。当然、排出者さんのニーズに応じて、我々も分別

とかりサイクルに積極的に努力している現況でして、それこそ私の親父の時代であれば、ごみの量をたくさん扱うのが本来商売ということでしょうけれども、今はそういう時代ではないので、積極的に減量に努力しているということをまず冒頭に申し上げて、お答えをしたいと思います。

1点目、過去、搬入手数料の改定に伴って、排出者との契約において増額分の転嫁を円滑に行うことができたかという質問です。今日、参考資料としてお配りさせていただいたのは、手数料改定時に環境局から排出者に対して通知をなされた通知文です。基本的には、手数料改定は4年に1回行われるわけです。古くは平成4年の手数料改定、これは非常に大きな転換時期でありまして、我々が排出者からいただく処分費を含んだ収集運搬手数料が、10kg当たり 160円から 240円に50%アップ、大幅な改定の時期があった。それから4年ごとに、7年、10年、14年、直近の18年ということで、内容を見ていただくと、4年たつごとに大阪市さんの文章の中身も若干変わっております。特に直近の18年につきましては、焼却工場での処理コストが10kg当たり 130円かかっている。確か、審議会では、今は 117円という原価ということですから、当時から13円ぐらいコストダウンされているということで、それについてもいろいろ触れられていたと思います。

この検討部会の2回目あたりで田村先生から、手数料を支払う折に、どういうシーンでどういう計算が成り立っていますかというご質問があったと思います。この裏の図は、まさしく我々がお客さんからお金をいただく時に、条例にうたわれている認定基準に則って手数料を算定する。わかりやすい例で言いますと、3分の1ですから45Lの袋を15kgと見なして、1カ月毎日収集、日曜日を除く毎日収集ということで、25日に現在の収集運搬手数料10kg 240円をかけたものを排出者からいただくというのが基本的な考え方です。

そういった資料を参考にさせていただいて、じゃあ、円滑にできたのかと聞かれますと、決して容易な状況ではなかったということがまず言える。結果的には円滑にできていないというのが率直な回答ではないか。

前回の平成18年の改定というのは、我々からしたら急転直下のごとく突然言い渡されて、周知期間も非常に短く、お客さんにPRするのに苦労した。そのような状況から、当時、我々から当局に対して要望書を提出させていただいて、またご回答をいただきました、その内容については、できればこの審議会あるいは検討部会に取り上げてい

ただきたいということを申し添えたいと思います。

さらに、平成4年の折に収集運搬手数料が16円から24円に改定されて以降、現在に至るまで約17年間をかけて、ようやく規定料金の24円の水準に何とか近づくことができたのかなと考えています。ただ、昨今の特に燃料の高騰や諸経費、分別とかの対応をしていくためには、最低この24円をもらわないと厳しい状況であるということと、今回、処理手数料が原価並みという検討がされているんですけれども、この時期にそれをまた上げられることは、我々は零細企業が非常に多うございますので、経営が立ち行かなくなるという状況も考えられまして、現在、業界では非常に不安視しております。どうなるのかなということで非常に心配しているのが現状でございます。

1につきましては、そういったことで回答とさせていただきたいと思います。

○村田部会長

ありがとうございました。

続いて、2番目の問題に行きましょうかね。2番目の問題は、排出事業者とのごみ処理の契約について、現在どのような単位（重量、袋数、容積数）を用いて契約しているのでしょうかという内容だと思います。それから、3番目の問題は、大阪市のごみ処理手数料を徴収する基準を重量から容量に変更した場合、許可業者の契約にどのような影響があるでしょうか。これについて、説明をお願いしたいと思います。

○東元事務局長

契約の関係かと思いますが、現在、重量、袋数、容積、いろいろあるんですけれども、原則は認定基準に則って契約をさせていただいています。参考までに契約書を3点お持ちしたのですが、これはほんの一例で、契約書の作成も、当方が作成してお持ちするケースもありますし、排出者さんから「こういう形でお願いしたい」というケースと両方のパターンがあります。

契約の単位についても非常にさまざまで、例えばA4の横にコピーしたものは、非常に細かく規定されています。収集回数、曜日、それから特に我々が苦慮するのは時間指定。本来ごみ収集というのは、ルート回収で点を線にするように巡回するから効率的に回れるのですが、一定の得意先だけ「何時に来てくれ」と言われる。さらに、こういう例もありますが、空荷、いわゆる空車で来てほしいと。また、重量を測って、重量ベースで請求してほしいというところが最近けっこう増えてきております。こういった時間指定というのも非常にある。

それから、付加サービスの部分では、ここで言う「特約」というのがありますけれども、運び出し、引っ張り出しですね。これは、例えばビルの上から下ろしてこななければならないとか、集積場所が道路から奥まったところにあつて、そこから例えばカゴなんかを使って何回も往復して引っ張り出しをしなければならないといった特殊な例もある。

それから、量を認定する時に、排出の方法がたくさんありまして、俗に言うポリ容器、それもポリ容器の中に袋をして出されるケースもありますし、私の会社もそうですけれども、ポリバケツに裸で残飯を入れられて、そのまま回収するなど、いろんなケースがあります。

それから、縦長の1枚ものの契約書は、塵芥処理委託。1年単位で契約をさせていただいていますが、月平均の認定量を算出して年間いくら、これに対して手数料を算定するという。もう1つ、ホッチキス留めの「建物等廃棄物処理」。これは非常にしっかりとした契約書ですが、あるショッピングセンターの管理会社さんとの契約です。最後のほうで、それぞれの項目に対して年間の予定数量、それから契約金額、可燃ごみ、資源ごみ、金属製のものとか不燃とか大型とか、割と細かく規定をされています。冒頭申し上げたように最近いろんなニーズが増えてきておりますので、契約の条項もかなり変わってきております。

それから、先ほど重量制というお話をさせてもらったのですが、最近ではISO14001を認証取得されている企業が非常に増えておりまして、特にこういうお得意先については、重量制のところが増えていきます。むしろ重量制でなかったらいけないということで、中には排出者さんのほうで毎日スケールで計量をなさっているところもあります。なぜかと言いますと、ISOを取得されているので、毎年ごみの減量目標値を正確な数字で求められることから、重量制を導入されています。これについてはいろんなケースがありますということで、回答にしたいと思います。

それから、大阪市のごみ処理手数料を徴収する基準を重量から容量に変えた場合、我々許可業者にどのような影響があるかということですが、実は質問の意味がちょっとわかりにくかったんです。勝手ながら推測すると、我々業者が工場に搬入する重量でお金を払っているのが、容量に変わったらということでしょうか。容量に変わるというのはどういうことなのか、教えていただきたい。

○村田部会長

先ほどの契約書でも、重量でやるのか容量でやるのか、排出事業者によって別々ですね。一律にこれが言えるのかどうかというご質問だろうと思いますが。

○樫本企画部担当係長

今まで10kg58円の重量から、指定袋制等で45L当たりに変更した場合という形で質問させていただいております。

あと、先ほど東元事務局長からご説明いただきました契約書の資料につきましては、非公表を前提に一廃協会から提出されておりますので、傍聴の方々には配付をしておりませんので、ご了解いただきたいと考えております。

○村田部会長

I S O14001 の事業所については、排出事業者さんが重量で依頼されている。大阪市の手数料を徴収するのに、それを重量から容量に変えると、途中でまた換算せないかん。そのへんはどうなんでしょうかね。

○東元事務局長

質問の流れを見ると、4番、5番で指定袋の話が出てきているので、私が勝手に推測すると、たぶん容量に変えたら大変な作業になってくる。我々の売上に大きく反映されるということですから、当然プラスの面、マイナスの面、両方あるかなと。それと、私たちは排出者さんから収集運搬手数料をkg当たり24円いただいている、そこから大阪市に処理費を払っている仕組みがありますから、この仕組みが変わるとなった時に、むしろ疑問に思うのは、収集運搬費はどういう取り立て方をするのかということです。ここがちょっとわからないので、お答えにならないかもわかりませんが、重量から容量に変えるには相当なエネルギーが必要で、非常に混乱が生じてくる。もし3の質問が4とか5に関連しているのであれば、その中でもお答えをしたいと思います。

○村田部会長

それでは、4と5に引き続いてまいりましょうか。4番目は、有料指定袋制度を実施する場合、指定袋で収集できないごみはどのようなものがありますか。また排出事業者に対して指定袋の使用を徹底するために、どのような啓発指導方法が有効と考えられますか。これは行政に対するサジェスションということかと思います。

5番目は、許可業者にとって有料指定袋制度は、ごみ処理手数料改定の際、排出事業者への転嫁の必要がない制度と言えますが、導入のメリット、デメリットについてはど

のように考えますか。3も踏まえて4、5、一括して説明していただけますでしょうか。もし質問の意味がわからないということでしたら、事務局から補足説明してもらおうということで、ご説明をお願いしたいと思います。

○東元事務局長

4の指定袋ということで、大阪は今、透明袋ですが、神戸とかよその都市のお話をたまに聞いたりすると、このビルもたぶんそうだと思いますけれども、地下に貯留装置があるんですね。ロータリードラム。これに入れてしまったら中で混ざった状態で、ましてや出てくる時もそういう状態が考えられるので、私、ちょっと調べられなかったのですが、今現在、大阪市内の排出事業所において貯留装置を何件ぐらい設置されているのか。たぶん大阪市さんのほうで建築の時に保管施設を指導されていると思うので、教えていただきたい。

それから、例えば鋭利なもの、それから神戸と違って大阪市はとにかく飲食店が圧倒的に多いので、指定袋の品質とか素材はわからないですけど、含水率の高いものについては対応できるのかなと。特に中華屋さんなんかですと、ごみが非常に重たいんですよ。ポリバケツのほうがいいところもけっこうある。例えばだし汁を取る時に殻のようなものがたくさん出たり、中華屋さん特有のごみもあるのかなと。それから、裁園とか花屋さんもそうでしょうけれども、剪定したようなもの。

それから、粉状のものは飛散性が非常に高い。例えば当社が収集しているお得意先では、大手のうどん屋さんが蕎麦殻を出されますけど、薄い袋で回収しますと、パッカー車で収集した時に破れて道路にまき散らすということがあって、二重に包装する。粉体のものは、昔でいう紙の米袋、セメント袋のようなものにいったん入れて、それから袋にもう一ぺん入れる。

あるいは、単一のもので多量に出る。今日は写真にありますように、青果もの、野菜とか果物とか、こういうものがドバツと出た時に、1個1個袋に入れることがちょっと大変になる。あるいは衣料品とかもある。

それから飲食店が多いということで、食材屋さんがお店に配達される時に使われるダンボールですね。ああいうものも、分けてためておいて、リサイクルしたらいいですけど、テナントビルとかにありますので、ため置きするスペースとか手間がないので、そういう少量のダンボールなんかはどうするのか。指定袋に入れたらあまり入らないとか、どうしてもばらで出さなければならないとか。

今日、参考までに資料に付けさせていただいた状況写真ですが、これは大阪市内のある卸売市場、それから青果市場の状況です。卸売市場の中にある集積場所に、こういった形で野菜くずとかがばら状でかなり出る。これは、以前からタイヤショベルで一括してパッカー車に入れています。お尻のところに滑り台がつけてあるような状況ですけれども、こういう形でショベルで積むケースもある。

ご覧になっていただいたらわかると思いますが、けっこうダンボールが散乱していると思います。これ、実際に収集しておられる業者さんに聞いたら、一応積み込む前にダンボールはある程度はねて積んでおられると聞いております。中央市場とか大きな市場もそういう状況が考えられるかなと思います。

あと、テナントビルの関係ですが、このビルもそうですが、清掃会社、管理会社がごみを1軒ずつ集めに回られるところについては、どのような対応をしたらいいのか。特に、これはコスト負担の問題ですね。例えば指定袋でしたら、袋代を請求されるということになった時に、コスト負担の関係はどうなるのか。ほかに考えられるとしたら、大きな共有施設、娯楽施設、あるいはパブリックスペースなんかで常時ごみ箱を設置されているようなところについては、指定袋になったらどんな対応をするのか、ちょっと想像がつかないです。できないごみが何かと言われると、そういうことを想像したのですが、まだほかにもあると思います。

前回の検討部会で例外規定のお話があったと思いますが、神戸市の業者さんにお聞きすると、指定袋適用除外承認申請というのが神戸市さんのほうではあるようで、事前にそういう申請をすれば適用除外ということで、例外規定を設けておられるという話はお聞きしました。

それから、指定袋の使用を徹底するためにはどのような啓発・指導方法が有効かということですが、我々も当然その状況になればお客さんに説明しないといかんと思いますが、むしろこれは行政施策の転換ですから、やっぱり当局が1軒1軒根気よくお願いに回っていただいて、納得・了解のもとでやっていただかないと、とてもじゃないですけど、大阪の土地柄、そんな簡単には行かないのではないかなと思います。本当に実施するとなれば、2年、3年かけて啓発をしっかりしてからやるということではなかったら、ある日突然「指定袋ですよ」と言うと、神戸市さんに聞きましたけど、当初はかなりいろんな混乱があったと聞いています。

また、市民の声で、大阪市さんには申し上げにくいのですが、大阪市は施策の花火

は上げられるんですが、後のケア、フォローがまったくないということもよく聞きますので、そういったところもとことんやっていただかないといけないのではないかと思います。

5番、「許可業者にとって有料指定袋制度は、ごみ処理手数料改定の際、排出事業者への転嫁の必要がない制度と言えますが」ということですが、実は私たちはクエスチョンなんです。指定袋にしたら転嫁しなくていいとか、値上げに回してもらわなくていいという意味かなと思うんですが、そうではなくて、指定袋になれば、収集運搬の手間の状況も変わってくると思います。そうすると、当然、収集運搬の経費にも関係してくるので、決して「必要がない」とは言えない。

それから、指定袋になれば、その管理責任をどこに置くのか。大阪市が全部それを管理して、責任を持ってやられるのか。例えば料金の徴収方法もどうされるのか。このへんの全容がつかめないので、答えづらいところがあります。

それと、3のところでもお話があったように、今回、収集運搬費の話がまったく我々のところには聞こえてきていない。手数料を上げるとか、比重を変えるとか、指定袋というのが先行していますが、そうなった時に収集運搬の適正料金はどうなのかというところが議論されていなかったように思いますので、それは付け加えたいと思います。

それから、メリット、デメリットと言われると、正直言ってデメリットのほうが断然多いのかなと。先ほども言いましたように、大阪の人は協力してくれるのか、あるいは言うことを聞いてくれるのか、袋代を強制的に払ってくれるのかなと。大阪の商売人さんは非常に細かいところが多いので、なかなか現実には難しいのかなと。むしろ一般家庭のほうが協力してもらいやすいのではないかと思いますので、そういう意味では先に家庭系を試してからやったらどうなのかと考えたりもします。

デメリットということでは、現在重量制で契約しているところはどうするのか。せっかくkgできちっと計量して契約しているところを、もう一遍容量、容積に変えると言うと、たぶん苦情の対象というか、商取引においては信用問題にかかわってくるのではないかと思います。

また、不法投棄。いろんな不法投棄がありますけれども、家庭ごみのほうにひょっとしたら流れるところも出てくるかなと。

それから、これは神戸の許可業者さんがおっしゃっていましたが、一番問題なのは、排出者にとっての不公平感が生まれるのではないかと。先ほども例にあげた中華料理

屋さんと不動産屋さんでは、当然ごみの排出量、重量がまったく違いますから、どっちが得か損かみたいな不公平感が出てくるのではないかと。こういうことを今後どう考えるのか。問題はかなり潜在しているのではないかと思います。

3、4、5は関連すると思うので、一括で回答させていただきました。

○村田部会長

ありがとうございました。

最後になりますけれども、これも難しい話かもしれませんが、排出量10kg未満の事業者を有料化した場合、少量の排出事業者について許可業者でもれなく対応できるでしょうか。その際にアパート・マンションの収集は、分別の観点から本市の直営収集で対応することになれば、何か問題が生じますかということです。今までの質問とはちょっと違うようですが、お答えできる範囲でよろしくお願いします。

○東元事務局長

6の質問には、正直、なぜこういうことを聞かれるのかなと、実は驚いています。

まず、排出量10kg未満の有料化については、私も前回の審議会に専門委員で出席をさせていただいた折に、早期に有料化すべきということを唱えてきた一人です。大阪市の財政を考えた時に、事業系の無料収集によって数十億のお金を使って税負担をしているという事実を考えると、財政逼迫時には逆行しているのではないかと。それから、この検討部会でも有料化するべきと言われていると思うんですね。これを有料化せずして公平な負担と言えるのかということが、まず一番目の問題点。さらに、指定袋を導入するとなれば、相当な反発が考えられるのではないかと。

今回、嵩比重の見直しが検討されていますが、現在の3分の1が適切でないのではないかと、過去の調査からすると5分の1ぐらいが妥当ではないかということですが、特にこの比重の問題については、私たちからすれば、もっと時間をかけて精査してほしいなと思っています。もし5分の1になると、45Lの袋が9kgに認定されるんです。そうすると、45Lの袋は、すべて無料の範疇に入ってしまうんですね。これはどうなんでしょう。今回、テーマが経済的インセンティブ、いわゆる有料化することでやる気を起こすという意味だと思うんですね。せっかく今有料のものが無料になってしまったら、その逆で、やる気をなくしてしまう。じゃあ、経済的インセンティブはどこに働くのかということで、それは非常に気になりました。

それから、「少量の排出事業者について」という意味がちょっとわかりづらいですが、

「対応できるか」という質問については、我々は、369の許可業者の車の台数、機動力、それから長年培ってきた技術をもってすれば、当然対応できるものと確信をしています。そのような状況に備える準備もしているとは言いませんが、いろいろ区割りをして対応することは可能ですから、当然そういったことも考えております。と同時に、そうすることによって数十億の大阪市の歳出が削減できるのではないかと。

また、万一、10kg未満について有料化された時に、直営のほうでなさるということであれば、その際、収集運搬手数料をどうやって徴収されるのか。この検討部会でも原価が出ていましたように、直営さんについては、現在10kg 257円かかっていると聞いていますが、当然その原価を徴収されるのかなど。そういう考え方からしますと、もし我がほうに委ねられることになれば、大阪市からぜひ妥当な適正運搬料金の提示をしていただいた上で、当局から排出者に提示をしていただきたいと考えます。

これについては、過去の例で、名古屋市さんが事業系を民間にすべて委ねられた折に、おそらく名古屋市のほうが面積が広いと思うので、例えば遠いところに取りに行こうが、あるいは少量であろうが、統一的な料金を提示すべきということで、確か当時、公正取引委員会も入れて進められたと聞きました。そういったことも大いに参考にされてはどうかと。

最後に、アパート・マンションの件ですけど、後ほど大阪市さんにお答えいただきたいのですが、なぜそんなことを聞かれるのか、まず教えてほしいです。「分別の観点などから」という理由で対応したら、どんな問題が生じますかと。生じるも何も、私の会社も家庭系のごみをけっこう収集しておりまして、そういうことも含めて単純に経営が成り立っているのです、大阪市さんの仕事の確保をなさるという意味で質問されているのか、また後ほど聞きたい。

それから、前回、第3回の検討部会で竹内先生と藤田先生がお話しされている中で、家庭系のごみについては、許可業者収集というのは選択肢の1つであって、便利に働いているというようなことを竹内先生が言っておられたと思うんですね。藤田先生がその後、お金を払ったらいつでも集められるとか、いくらでも出せるというのは、減量という意味ではどうなのかなというお話をなさっていたと思いますけれども、我々はそうは考えておりません。

いわゆる週2回では対応できない、また清潔な環境を提供したい、さらに昨今では毎日収集を売りにしているマンションの販売会社さんもおられることから考えますと、そ

こに市民ニーズがある。許可業者が収集しているからといって、決して分別・リサイクルしてないということではなくて、むしろ最近排出者さんもそれぐらいの意識は持っておられますので、そのあたりはぜひ誤解のないようにお願いしたい。決して我々が積極的に大阪市さんの仕事を後から取りにいったということではない。むしろニーズがあるので、我々としては、今後も市民ニーズにお応えをしたいと考えています。

1から6までざっと回答させていただきましたが、6個の質問をいただいてから、我々協会の内部でもいろいろディスカッションしました。最後に申し上げたいのは、今回、これだけの大きな課題を検討されるのであれば、できれば今後独立した形でテーマを設けていただいて、例えば有料指定袋を導入するという問題だけで相当時間をかけてやっていただかないと、神戸とか京都とか名古屋とか横浜とか、他都市の参考はわかりますけど、大阪というのは特有な地域ですから、なかなか一筋縄では行かないと思います。個別に部会を開いていただいて、この会が大阪市長の諮問機関であると言われるのであれば、平松市長が確か去年、「ごみ問題については広く市民を巻き込んでやりたい」とおっしゃっていますので、いろんな方の意見を交えて、できれば我々業者も交えていただいて、数年かけてやっていただくことをお願いしたいと思います。

また、私たち許可業者の思いとすれば、今回、処理手数料については、できるだけ原価に近づけるという話がございますけれども、大阪市はコスト削減にももっと力を注いでほしい。特に人件費については、我々民間人の倍以上のコストがかかっていると聞いております。互いに身を削ってこそ真の連携・協働が図られるのではないかと考えますので、結びに今日は許可業者の声を代表して、できたら一度現場を見ていただいて、よろしくお願いしたいと思います。私の回答は終わります。ありがとうございました。

○村田部会長

ありがとうございました。貴重なご意見をたくさんいただいたと思います。

委員からも質問があらうかと思います。東元さんのご回答あるいはご意見に対して、何かございますでしょうか。

○竹内委員

いろいろと教えていただいて、ありがとうございました。参考になりました。

全般的な話として、時期を含めて、今、経済的負担をさらに増やすのはどうでしょうかというお話もありましたが、この検討部会、親委員会のほうでも議論を進めています

ように、廃棄物の減量という目標に向かって手数料のあり方を検討するのは、とても大事な課題ではないかと私は思っています。また、不公平を感じられるという話もちらっと出ましたが、たくさん出しているところにより多く負担してもらうということで、ある意味、公平な制度に近づくのではないかと考えていますので、何とぞご理解のほどをお願いしたいと思います。

それはさておき、お答えいただいた中でお聞きしたいことがいくつかあります。特に契約の仕方について教えていただきたい。排出事業者さんによっていろいろな契約の仕方があって、排出の形態もさまざまであるということでしたが、無理は承知でおうかがいするのですが、実際のところ、この3種類出ておりますタイプ分けをしますと、どういうふうな契約のやり方が多いのかということをおうかがいしたい。

それから、契約の中で決まっている数量、kgいくらというのを明示しておられると思うんですけども、実際に出されたごみを調べてみた時に、そこから増えたり減ったりということが当然あると思います。その時にどういう形で調整をされているかということもお聞きしたいと思います。

もう1つは、例えばkg当たりいくらかと明示されたり、あるいは何回取りに行ったら1回当たりいくらかと契約されている場合もあると思いますが、金額の内訳として、収集運搬がいくらで、手数料はいくらですよと明示をされるかどうか。その3点について教えていただきたい。

○村田部会長

ちょっと付け加えて、非常に詳しい契約とか、そうでもなさそうなのか、3種類ほどお見せいただいたわけですが、この契約をつくるについて、排出事業者のほう積極的に中身を決めていくのか、あるいは収集運搬に携わっておられる業者さんが「この契約書でやってほしい」と言われるのか。どちらのほうが強いかということです。排出事業者にも、大きいところとか小さいところ、あるいは一般的なビル、食堂とか小さなレストラン、料理屋さんもあるかと思いますが、基本的にはどうなんでしょうか。

○東元事務局長

まず、どのパターンが多いかということですが、ばらばらです。基本的に一般廃棄物というのは、契約書を交わす必要はないわけですね。産業廃棄物については、排出事業者責任と廃掃法で委託契約をきちんと文書で結びなさい。一般廃棄物については、そ

の規定がなくて、それこそ例えば大阪市さんから「こういうひな形で契約しなさい」とか、排出者さんから「ルール上、こうしてください」とか、そういう意味で非常にばらばらなんです。もっと簡易なやつもあります。小さな喫茶店とか飲食店で、大体1日袋1個程度になりますと、まず料金を決める前に1カ月ぐらいざっと収集するんですね。それをきちんと毎日つけて、一定基準で割り戻して、お客さんと合意の上で「月いくらにしましょう」ということで平均値をとるんですね。

昔であれば、一定の時期、例えば8月のお盆前とか年の暮れはごみが増えるんです。最近では、あまり掃除をするとごみが出るので、むしろ出さないといいますが、日頃から出されたり、いろんな工夫をされていますけど、いろんな状況がありまして、どれが多いかということになると、本当に簡易なもの、契約としては「月極めでいくらですよ」というのが多いです。

量が多い、少ないについては、月平均いくらとか年間でいくらという契約をしています。なぜこういうことになるかというと、大手さんは予算組みをなさるんですね。ちょうど今ぐらいの時期に、来年度予算、例えばごみ処理費をいくら枠組みするかということで、契約更改するんです。大体去年のデータとかを見ながら、「じゃあ、今年度はこういうふうにしましょう」ということでやります。実際に1年がスタートすれば、当然、増える場合もありますし、減る場合もある。極端に増える場合は、別途、臨時的な形で料金をいただく。減る場合も、当然契約を見直すことがあります。

先ほど私、説明が不足していましたけれども、平成18年の時は、経済情勢が非常に反映されていて、むしろ減額されたところがけっこうありました。「毎月これだけ払ってるけど、ごみの量はこれだけ減ってるから、お兄ちゃん、悪いけど下げてよ」と。むしろ値上げに行ったら下げられるということもあって、我々、そういう意味では適正な料金を敏感に考えています。きちっと量を見て請求しないといけないということで、変化があれば見直しをしたり更改をしたり、場合によっては「予算組みしてるから、今年はこれで行って。来年反映するから、何とかこれで努力してよ」と言われる場合もあります。

それから、収集運搬料金と処分費の区別は、基本的にしません。あくまで24円というのが規定にありますので。ただ、それを分けて考えろと言われると、今、規定が24円で、処分費が5.8円ですから、残った18.2円の範囲の中で経費を使って収集をしている。先ほど申し上げたように、特約、時間指定があったりとか、引っ張り出し作業があ

ったりという別途付加サービスが必要なものについては、契約とは別にいただく場合があります。あるいは臨時に大量に発生する場合は、別で料金をいただくことがあります。

○村田部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○田村委員

まず、今お話しいただいた中で、現場を見て、いろいろ考えてほしいというお言葉をいただきましたけど、私もそのとおりだと思いますので、ぜひチャンスがあれば現場を見に行かせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。後でいろいろ教えてください。

それと、収集運搬費用のことが私もとても気になっていて、排出事業者さんの意識の問題は、どうにかこうにか頑張って話をしていくしかないでしょうけれども、収集運搬費用というのがたぶん排出事業者さんの中で、頭が分かれていなくて、ごみを出すために払っているお金の中の、どれだけが市に入って、どれだけが収集運搬業者に入っているかというのは、今の段階ではたぶんまったく明らかになっていないと思うんです。有料指定袋制にすると、排出事業者さんは袋で市に払う。それと別にもう一回業者さんに払う。前々から中身はそうなんでしょうけれども、二重払いというか、2カ所に払わなアカンみたいなことになるのかなと。そのあたりの収集運搬費用について、袋代を払えばいいだけとは違うというところは、排出事業者さんはどのように理解されると思いますか。

○東元事務局長

会社を経営されているところは、そのへんの仕組みは大体ご存じです。大阪市は上限24円の収集運搬処理手数料というのがあって、処理費が5円80銭というのはけっこう知っておられます。ですから、許可業者さんはその残りのお金の中でやり繰りされているのだらうなという意識は持っておられます。

ただ、いわゆる「転嫁ができましたか」ということですが、契約書を出しているところでも、あえて単価を載せていませんけど、実は24円もらえていないところもあるんです。24円の範囲の中ですから、当然それ以下のところもあります。平均して、最近でこそ23円、24円もらえていますけど、やっぱりつきあいの程度とかいろんなことが商慣習であるので、「24円なのはわかるけど、うちもこういう状態だから、そこを何と

かしてよ」と。その話の中で「この範囲でなかったらやっていけない」という説明はしますので、全員が知っているかと言うと、そうではないと思いますけど、そのこの範囲の話は大体認識はされているのではないかと思います。

もう1点、袋になった時に、収集運搬費の組み立てについては、私のほうからどうあるべきというよりも、この審議会でそこも検討していかなければならないのかなど。ただ、排出者さんとしては、二重取りは当然できません。例えば今でしたら、24円もらっていて袋代も払ってたら、二重取りですよ。二重取りを防ごうと思ったら、方法はいろいろあると思いますが、袋代と収集運搬費を含めて大阪市が回収する場合。あるいは、両方とも業者が徴収する。あるいは、まったく別立てになるという組み立て。これはどうなんでしょうか。大阪市が我々にかわって収集運搬料金も徴収をして、その後、どんなふうにやるのかはわかりませんが、パターンとしてはいろいろあるのかなど。

広島市さんとか、神戸市さんの例を聞いていますが、確か神戸市さんは、収集運搬料金をちゃんと規定されて、その袋の量に見合う運搬料金をもらっておられると聞きました。そのシステムをどうするのかというのは、いろんな意味でお金がからんできますので、契約にからんできますので、相当時間をかけて検討していかないと、場合によっては市民反発というか、いろいろ問題も生じてくるのかなど思ったりします。

○藤田委員

田村さんの質問が一番ある意味で核心をついているところだと思うんですね。おっしゃるとおりで、今後、どういう形で徴収するかを含めて検討しないといけないだろう。当然ながら協力してもらうところもあるし、場合によっては、なかなか転嫁しにくいところもあるかもしれませんけれども、それは今後の話だと思います。

1点だけ、誤解のないように。審議会で我々がいろいろと検討していることと、平松市長がゴーサインを出すことは、連動はしていない、これは明らかに政治的な決断でされると思います。当然ながら条例の改正も含めてですから。我々は、あくまでもこういう形で議論しましたよという答えを出して、それに対して議会も含めて広く意見聴取をされて、時期尚早という判断であれば延びるでしょうし、そこはぜひ誤解のないように。我々がゴーサインを出せる立場にはありませんということだけはお断りしておきます。

もう1点は、袋の話がポンと出てきているように思いますけれども、基本的に審議会で話をしている方向としては、やはり重量制はベースには置いていると理解していただ

きたいと思います。その換算の係数に関して、「現状では 0.2ですよ」というのに対して、「本当は 0.2ではないですよ」と意見をおっしゃったので、それは再検討しないといけないのかもしれない。よその市も含めて考えていかないといけないし、大阪市独自の換算係数もあるのかもわかりません。

でも、出す側としては、袋、ボリュウムで出すと思うんです。詭弁を使っているわけではないけれども、ごみを出すって、ある種、ボリュウムで出していると思うんですね。ただ、それを受け入れていく側では重量で換算せざるを得ない。それで、どこかで係数をかけざるを得ない。そこは、たぶんもうちょっと違う決め方があるのかもしれない。それは私も理解しています。だけど、例えばごみ袋を含めてボリュウムでやらざるを得ないというのは、出す時には手で運ぶとか、何かを持って出していくわけですから、そうならざるを得ないだろうと思います。

写真を見せていただきましたけど、ダンボールでしたら、これをこのままビニール袋に入れると、すぐに破損してしまう。これは、やっぱり排出業者のほうに努力をしてもらう部分だと思います。決して収集業者がどうのこうのではなくて、排出者のほうがボリュウムになるように努力をしてください。そうするとダンボールは畳んで横によけるとか、それは、あくまで集める側の話ではない。もちろん今はそういう形でされているから、「これが現状です」ということでお見せいただいたと思うのですが、「野菜くずはビニールの中に入れてください」と言うと、業者からそういう形で出てくると思うんですね。そういう意味で私は理解したということです。

この審議会の中で一番議論になっているところは、事業系を含めてですけども、大阪市の処理の重量をいかに減らすかということ。実はこの間も平松市長に中間答申をお渡ししたのですが、市長も、地球温暖化を含め、適正な循環型社会という非常に大きな題目の中でごみの減量も考えてみましょうと言われている。そうすると、それは家庭系もあれば事業系もあるでしょうということに、つながっていると思います。そういう意味で、最初に言われましたけど、「事業系もどんどん減ってますよ」というのは、まさに適正に努力していただいた結果としてそうなっているということだと思います。そのへんのところは、我々も「もっと下げてください」と言っているわけですね。これは家庭に対しても言っているので、そこは協力していただくざるを得ないという気がします。

それと、1点だけ、誤解をされているかも知れませんが、アパ・マンの系統で、確

かに市民ニーズとしては毎日出したいというのは僕はわかります。よくわかります。ただ、一方で、市という大きな制度の中では、基本的には1週間に2回しか集めていない。そうすると、市として考えれば、その市民ニーズはできるだけ抑えてくださいというお願いはせざるを得ないだろうと。そういう意味で私は発言した。お金を出せばなんぼでも出してもいいという意味ではないです。

この間、ここでもしゃべったかも知れませんが、例えば生ごみに関しては、毎日出したいというニーズはすごく高いんですね。これはよく理解しています。そういうことから、たぶん高層マンションとかですと、デスポーザー対応のマンションが出てきているわけですね。これは、ある意味で生ごみの毎日出しと同じなんですよ。ただ、集めたものに関して、市は今のところ受け取っている。一種の廃棄物として、濾過したものが出てくるわけですね。それはまた別の対応だと思います。

それから、大阪はあまり問題ないと思いますが、私が聞いたところでは、冬場、非常にごみ出しの厳しいところだと、デスポーザーが対応しているアパートはものすごい人気があります。同じことなんですね。結局、お金を払ってもいいから、毎日出したい。しかも楽しんで出したい。よくわかります。そこは、できるだけお願いせざるを得ないということですよ。それでもどうしてもと言われたら、そこから先は大阪市の対応ですから、私はよう言いませんけど。

○村田部会長

アパート・マンションで毎日収集してほしい、あるいはそれを売りにしているマンション経営者がいると。確かに、現実問題としてはだんだん増えてきているのですね。

○東元事務局長

冒頭に藤田先生は、審議会である程度議論されたことが即施策に反映されるわけではないとおっしゃいました。ただ、僕らは、こういうところで公開されてやられている議論は、少なからず反映されていくものだと思います。また、過去の経過、私も前回出させてもらいましたし、古くは私たちの先輩がここへ出てこられた時からの状況を見ると、「いや、そうは言うとしても、絶対上がるで」とかね。特に今回は、皆、すごい不安なんです。なんでかと言うと、58円が117円にもなったら、とてもじゃないけどやっていかれへん。「東元さん、ほんまになるの？ そんなんやったら、俺、もう商売できへんわ」と痛切に言ってこられる人もいます。僕らもそういう気持ちがある。決し

て即反映されるということではないとは思いますが、逆に言うと、そうなってもらいたくないなと。

それと、毎日来てほしいというのは、感情的な部分だけではなくて、いわゆる物理的に置けない。古いマンションが市内にはいっぱいありますけど、例えばうちの回収しているところでは、いまだにダストシュート、5階からごみをポンと落として下にたまるみたいなのところもあるんです。早く改良せなあかんということなんですけど、やっぱりお金もかかる。そういうところは、例えば燃えたら怖いとか、あまりたまと問題があったりということで、どういう仕事をするかと言うと、1階で蓋を開けて、カゴを持って行って、備中鍬で引っ張り出してカゴに詰めて、そこからパッカー車に積み込む。

それから、ワンルームのマンションが大阪はけっこう多いので、はっきり言ってごみ置き場所がないんですよ。道端とか玄関に出している。ましてやワンルームマンションほど、こういう表現は不適切ですけど、管理が悪いんですよ。ほったらかしなんですよ。そういうことで、出されるほうも、「悪いけど、毎日取りにきて」と。夏場は、特ににおいの問題とかハエの問題があるのでね。必ずしも市民が出したいということだけではなくて、構造的な現実的な問題もあるということもわかってほしいなと思います。

○藤田委員

そこはよく知っています。私も高知の時に単身でおりますので、ああ、しまった、またごみの日に不在だと。しょうがないから、生ごみはフリーザーに放り込んで、2、3週間放っておいて出します。結局、そうせざるを得ないということで、よく理解はしています。ただ、今、説明されたような部分で、ぜひ1週間に2回とかいうのと、お金出してもいいから毎日出させてくれというのと、必ずしもイコールではないと思います。事情が全部違う。そこのところはきちっと仕分けしておかないといけないという気はしています。どっちかと言えばエゴで出したいという側は、「できるだけ我慢してください」と言わざるを得ない。しかし、言われたように、構造上どうしようもないということになれば、大阪市も血も涙もある行政をされると思いますので、そこはまた違うだろうとは思っています。

1つ質問ですけど、第3回部会の整理を見ていただらわかりますように、導入する場合には許可業者の協力が重要であるとはっきりうたっています。そんなにとんとんとやるということではないということをご理解いただきたいと思います。一番下のところにありますけど、例えばアパート・マンションも含めてそうでしょうけど、いわゆる家

庭系と事業系が混載する率があり得るかどうか。率がどれぐらいあるのか、調べようがない。

○東元事務局長

調べられると思います。個々の業者によって、所有する軒数もそうですし、質は違うんで、例えば、あくまで私の会社ですけど、実はマンションが 200軒ぐらいあるんです。全体の4分の1ぐらいを占めています。これは、数十年、いろんな歴史的背景があります。そういう業者もおりますし、いや、うちは、事業系しかないとか、あるいはそれはどうかと思うんですけど、家庭系が大半だとか、いろいろ、事情はあると思います。今、データはないですけども、そういう意味では当然混載するわけですし、うちの車、夜は5台のパッカー車でコースを回っていますけど、例えば1号車は家庭系、2号車は事業系という分け方はしていないです。いわゆる巡回、点でルート回収しないと、それこそ24円でやっていけないわけですね。ですから、混載する可能性はあるわけです。両方の心配がありますけど、1つは、指定袋になったら、家庭系のほうへごみが、直営収集のほうに不法投棄されたりということもあるので、そういう意味では、家庭系の指定袋も同時にやるという考え方も必要ではないかと思いますけどね。

○村田部会長

そのほか、ございませんでしょうか。

○田村委員

まず、1つは大阪市さんのほうに。さっき袋代と収集費をだれが徴収してどうするのか、その方法はどうなるのでしょうかというのがありましたが、もしそれに何か案を持っておられるなら、今聞いておきたいと思いました。

もう1つは、嵩比重が3分の1から 0.2になることが大問題だということは非常によくわかりましたけれども、ご心配されていた45Lの袋が9kgになって無料の範囲に入ってしまうというのは、今のところ、10kg未満の事業所も全部有料化するという方向性なので、そちらはご心配には及ばないのかなという気はしました。

今出している出し方で倍ぐらいに上がってしまうような感覚の業者さんもいらっしゃるということなので、袋にいっぱい詰め込めばそんなにお金がかからないよみたいなことで、どの程度まで納得してもらえるのか。感覚的なことになるのでしょうか、おうかがいしたいと思います。もしもいろんな工夫をしても減らせない、今の現状からは倍ほども上がって、どんな工夫をしても上がってしまうということであれば、有料指定袋

制にするにしても、袋の料金の考え方をもう一度見直さなければならない部分もあるのかなと思いました。

もう1つが、アパート・マンションの収集ですけれども、本市の直営収集で対応するといきなり決めてしまわないで、事業系か家庭系かが明らかにわかるような形に工夫してできるのであれば、今までの許可業者収集をどうやったら並行してやっていけるかみたいなことも検討が必要なのかなと思ったので、そのあたりについてもご意見をおうかがいしたいと思います。

○深津課長

まず、私どもへのお尋ねでございますが、正式にどういう方法でということが決まったわけではございませんが、具体的に私がイメージしているのは、例えば有料指定袋をスーパーとかコンビニで購入いただいて、その中に含まれております処分料金につきましては、その売上数に応じて納入していただく形が一般的かなと思っております。今の粗大ごみの料金の徴収もそうですけれども、袋やシールの販売店から売上に応じてその料金をいただくという形になるのではないかと考えております。

それから、質問の6に関連しまして、東元事務局長さんから私どもにご質問があったかと思いますが、アパート・マンションの収集のくだりでございますが、先ほども議論がありましたように、アパート・マンションの方々はどういった形で排出したいかは、それぞれお住みの方なり管理会社が一義的にはお決めになることかなあと。ただ、先ほど藤田先生のお話もありましたように、私どもとしましては、できるだけそういった部分についても分別をお願いして、ごみの排出を少なくしていただくように、これから頑張って普及啓発もしないといけないと思っております。

もう一方で、市民のニーズということでございましたけれども、最近私が聞いているところでは、アパート・マンションにつきましても、住んでおられる方の意識として、資源は分別して出しているけれども、結局収集される段階で1つにまとまってしまっていて、結局、分別しても意味がないのではないかという声もかなり聞かれております。そのへんの対策としましては、アパート・マンションから出た資源ごみについては、別途我々の直営収集のルート、定曜日収集というルートに乗せて集めてもらいたいという声が聞こえてくる。そういった場合、何か問題が生じるかということになると、許可業者さんが集めておられるごみの量が減ることになってしまうかなと思います。一方で、便利さから有料でもいいから毎日出したいという動きと、一方で、分別を進めな

いといかんという観点から大阪市のほうで取ってくれという声もある中で、そういう流れがあるということでございますので、一応申し添えておきたいと思います。

○東元事務局長

今、課長がおっしゃった資源ごみの関係、確かに直営収集と許可業者の比較というのはいろいろありますが、まず1つ、最近、とにかく有価物、古紙についても、ビン、缶、ペットについても、非常に相場が不安定なんですね。一時、市内で早朝に、せっかく袋に出していてもアルミ缶だけ抜き取られたりとか、そういう社会的な状況があったと思いますが、最近、あまり見かけない。それだけ値段が下がってきている。どうも古紙もあまりよくない。問屋さんも、持ってきてほしくない。ちょっとだぶついているという状況がある。

それと、これは市民の方に見えていない部分だと思いますけど、実は許可業者が収集する資源ごみについては、うちの例ですと、週1回、曜日を決めて、違う車で回らせてもらって、それを自分ところの倉庫に持って帰ってきて仕分けをして、リサイクルできるものはしている。そこで1つ問題は、大阪市のごみの計量は1回計量なんです。パッカー車にごみと資源ごみを一緒に積んで、そのまま工場に入る時に計量するんですね。その時に、資源ごみもごみの量にカウントされてしまうんですよ。パッカー車の上に積んでいたり、横に積んでいたり。わずかな量でも5円80銭払わなければならない。そして、ごみだけを捨てて、そのまま帰るわけです。家庭系の資源ごみは直営さんは当然負担ゼロですよ。でも、許可業者はお金を払わなければならない。そういう不公平感もあります。

今、課長がおっしゃったように、「許可業者はごみでほてるやないか」という声もあるかも知れないですけども、我々もそのニーズに応えていかないと仕事なくなるわけですから、そういう努力はしています。

大阪市から聞いているところでは、この平成21年度から計量を2回すると聞いています。そうなれば、きちっとごみはごみの量で、資源ごみはカウントされずに帰ることができるので、そういうのも1つの促進につながっていく。我々としては非常にありがたいということです。

○田村委員

もう一回確認ですが、袋代の中の大阪市の経費はコンビニで売った中から取るというのはよくわかりましたが、収集運搬業者の収集運搬費はどこから取られるんですか。

○深津課長

収集運搬につきましては、従来どおり許可業者さんと排出事業者さんの契約の中で決められる料金ですので、それは大阪市の関知しない世界です。契約の中で決められて、排出事業者さんが許可業者さんに毎月か年間かお払いになる料金ということになります。

ちょっとわかりにくいでしょうかね。今は、契約されている料金の中から、処分に必要な料金は許可業者さんが大阪市に納入していただいている。今回は、収集運搬と処理処分にかかる経費を分けて、処理処分の料金は袋に乗っている。ですから、袋を購入した時点で、もうご負担になっている。あとは収集運搬にかかる経費というのは、引き続き許可業者さんが収集運搬される場合だと、収集運搬にかかる料金ということで、また契約されるということだから。

○藤田委員

東元さんが「いろんなケースがあります」と言われた中で、たぶん現状では袋代と同じものを業者さんから大阪市のほうへ払われている。トータルでは許可業者と排出事業者との契約ですが、袋代分は頭から払わざるを得ない。計量してお金を払っている。基本的には重量ベースでお金が動いているということだと思います。だから、袋ベースであって重量ベースではないというのは困るので、基本的には、大阪市は重量ベースでしかお金をもらっていないから、東元さんが「袋にすると大変ですね」と言われたのは、まさにそこだと思います。だけど、一方で出す側からいくと、本来、出すという意味では袋ベースでしょうと言うわけね。そここのところは難しいところがあるんですけども。

ただ、この場合は、個々に出されているというよりも、市場全体としての契約になっているから、個々の排出者に袋という意識がなくて、ポンポン入れてしまっている。我々がお願いしたいところは、まさにそこであって、袋に入るものはきれいにに入れてくださいよと。そうすると、結果としてダンボールとかそういうものが横へ出ていくでしょうというのが、排出事業者へのお願いなんです。収集業者へのお願いじゃない。難しい部分があるのは理解しつつも、あえて分別をしてくださいとお願いしている。

田村さんの疑問で非常にわかりにくいとすれば、これは大阪市が考えておられるということではなくて私の個人的な考え方からいうと、例えば袋を許可業者に売るという考

え方もあるわけですね。そうすると、許可業者さんはその袋を持ってきて、「この中に入れてくださいよ。そうしないと大阪市はなかなかうるさいんですわ」とか、そういうことできちっと入れてもらう。そうすることによって、向こうも袋で出してるんだという意識を持ってくるのではないかという気はしていますけどね。で、資源は資源として別に行く。特にダンボールなんかですと、けっこう嵩張るものだから袋には入れにくいということで、どうしても横へ出そうという意識が働くのではないのでしょうか。そこになると、先ほど言われたように「0.2はちょっとおかしいよ」というやり取りでしょうね。現状ですとドーンと紙も入っているから、0.2というのは妥当な数字だと言われましたけど、まさに紙ごみをどんどん減らしていった時に、比重的にはもっと上がるのではないかと言われたら、我々自身も調査しないといけな。それはずっとやっていかないといけないことだと思います。

○東元事務局長

我々は決して袋がいいとは思っていないのですけど、もし袋ということになれば、一廃協会として販売をさせていただきたいなという考え方もあります。協会が窓口として販売をさせていただく。

先生がおっしゃっているのは、収集運搬費をどうするんですかということですよ。今、課長が「袋になっても今までどおりの契約で」と言われた意味が、たぶん伝わっていないと思うんです。要は、ダイレクトに言うと、「袋がいくら、運搬費がいくらと考えてるんですか」みたいな話。仕組みのことですか。

○田村委員

そういう意味ではなくて、ごみを出す側の自分の立場を考えながら言っているんですけど、袋を減らしても収集運搬費はそんなに簡単に減るわけでもないのに、袋を減らしたのだから収集運搬費をもっと減らせるやろうとか、そのへんのやり取りが全体的にすごくややこしくなるのかなと。2カ所にお金を払うことにすると。収集運搬費というのも、今までの契約だったらある種わかりやすい。「とにかくごみにかかるお金はこれだけ」と集めて、その中から払っていても、業者の方々が自分の商売が成り立つように収集運搬されていると思うんですけれども、それが袋制になった時に、収集運搬業者の方の商売が成り立つような交渉というのは、ものすごく複雑怪奇になるのではないかなというのが質問の根本的なところですよ。

○藤田委員

だけど、今、東元さんが説明されたように、出される側にしても、「今月少ないから値下げしてくれよ」というのはいつも契約事でやるわけだから、同じことだと思うんですね。袋でやることによって、例えば10袋出したのだから、今月はこれだけですと。実際には1年の契約ですけどね。だけど、だんだん少なくなっているから「もうちょっと下げてください」と言われたら、契約事だから、そこは折れざるを得ないかもわからない。収集運搬のコストに関しては、大阪市も踏み込んでいるわけではないので、まさに業者と排出事業者さんとの契約になる。それは、業として適正な利潤を得るだけの手数料、収集料を取らざるを得ないし、取るべきだと思っていますけどね。

○東元事務局長

それこそ相当な問題を含んでいるので、私が申し上げることではないかも知れないですけど、できたら別途、指定袋の話は本当に時間をかけて、ワーキンググループか何かをつくって、できたら我々もそこへ入れていただいて、そういう場をつくってほしいなと思います。

○村田部会長

これぐらいで今日の議論は終わりにしたいと思います。東元さん、貴重な時間を割いていただいて、いろいろご意見いただいて、ありがとうございました。事務局のほうにお返しします。

○清原課長代理

本日は、委員の皆様、それから東元様、長時間にわたり部会へのご参加ありがとうございました。次回につきましては、後日、事務局で調整して委員の皆様にご連絡差し上げたいと思います。本日は、これで終了とさせていただきたいと思います。

○村田部会長

今日は、貴重な議論をさせていただきまして、どうもありがとうございました。これで閉会としたいと思います。

閉 会 午前11時50分